



入会のご案内



特定非営利活動法人 女性と子の未来

東日本大震災では多くの命が失われました。家を流され・大事な家族や身内を流されといった悲惨な状況の中で、新たな命を育む女性たちの心情に思いを馳せると何かせざるを得ない思いに駆られ、震災の翌月の2011.4月から、石鳥谷の“健考館アネックス”で被災妊産婦ケアを行いました。

妊産婦さんとそのご家族を受け入れの活動を共にしてきた有志で、特定非営利活動法人 母と子の虹の架け橋を設立し、母子の居場所として「ママハウス」を2011.9月に開設し、「虹の家」(24年5月開設)は一時預かり保育所として運営するほか、市と協働で保育者養成講座を開講し、岩手県第1号として小規模保育事業所「虹の家」及び「ベビーホーム虹」を開設してきました。被災地は、復興7年目を迎え、「母と子の虹の架け橋」は釜石のスタッフにお願いすることとし、**新たに、花巻での活動を行う団体として、29年、特定非営利活動法人「女性と子の未来」として設立しました。**

特定非営利活動法人「女性と子の未来」は、花巻にて、“夢と希望が持て (Well-Being)、それぞれの抱く目標に向かえるお手伝いをいたします。2019年は、①子育ての支援としては、待機児の緩和の為に**3歳未満児保育**に取り組む。②シングルマザー他、自力で住居確保困難な女性の**住まい情報提供と生活支援**、③寄り添い型の女性相談事業に取り組むことと併せて、④**子どもの学習支援**、⑤**ママたちの交流事業(サロン)**やレクリエーション活動・趣味活動の場と機会を提供して参ります。“目標に向かってLet's try” “元気に歩めるお手伝いを目標に活動をして参ります。

会員として、特定非営利活動法人「女性と子の未来」で、感動を共にしませんか？
入会をお待ちしております。

2018.1. 吉日



入 会 申 込 書

氏名

生年月日

住所

電話番号

メールアドレス

会員名の公表 可・否

年会費 正会員(個人) 2,000円(一口)・賛助会員 3,000円・賛助会員(企業会員) 5,000円

メッセージ:

*会費の振込先: ゆうちょ銀行 記号 18330 番号 25435481

電話・FAX: 0198-29-6800、

URL: <https://jyoseitokonmirai.org/> メール: info@jyoseitokonmirai.org

特定非営利活動法人「女性と子の未来」 定款（抜粋）

（名 称）

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 女性と子の未来と称する。

（事務所）

第2条 この法人は、主たる事務所を岩手県花巻市に置く。第2章 目的及び事業

（目 的）

第3条 この法人は、次の活動を通して、セーフティネットの網から漏れ、自己の生きがいや自己成長の機会が奪われ、“夢と希望が持てないでいる女性たち”の Well-Being を回復し、それぞれの抱く目標に、自ら持っている本来の素晴らしい力が発揮し続けることができるよう支援する。

（事業）

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

（1） 特定非営利活動に係る事業

- ① 支援を必要とする人々を支える事業
- ② その他第3条の目的を達成するための事業

第3章 会 員

（種 別）

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

第4章 役 員及び職員

（種別及び定数）

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事4人以上6人以内
 - (2) 監事1人以上2人以内
- 2 理事のうち1人を理事長、1人以上2人以内を副理事長とする。

（職 務）

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは、理事会の招集を請求すること。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(議事録)

第30条 総会の議事については、議事録を作成する。

(附則) この法人の設立当初の入会金および会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 正会員（個人） 2,000円
- 賛助会員（個人） 1,000円
- 賛助会員（団体会員） 3,000円
- 賛助会員（企業会員） 5,000円